

堺個審答申第91号
(答申第125号)
令和2年5月27日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 石橋徹也



答 申

令和2年5月20日付け堺定給第78号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	「特別定額給付金管理システム」の導入について
分類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限-新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	総務局 行政部 特別定額給付金室
審議方法	書面による審議 (第177回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が、堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「『特別定額給付金管理システム』の導入について」は、特別定額給付金事務の迅速かつ正確な遂行のために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

本システムが取扱う個人情報の件数が膨大であることから、条例及びセキュリティ実施基準等を遵守するとともに、業務委託先に対しては個人情報の取扱いには細心の注意を払うよう指導を徹底すること。

また、本システムに係る機器類の管理及び点検については、定められた時期以外においても適時適切に行うようにすること。